

白山市空き家利活用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内にある居住の用に供されなくなった家屋について、空き家台帳（白山市空き家バンク制度実施要綱（平成24年白山市告示第203号の2）第4条第2項に規定する空き家バンク登録台帳をいう。以下同じ。）への登録及びその売買又は賃貸借を奨励して定住の促進及び地域の活性化を図るため、当該登録を行った空き家の所有者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 空き家台帳に登録されている家屋をいう。
- (2) 登録者 売買又は賃貸が可能な空き家の所有者として、空き家台帳に登録されている個人をいう。
- (3) 利用者 白山市空き家バンク制度実施要綱第8条第2項に規定する空き家バンク利用登録者台帳に登録されている者をいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、登録者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 所有する空き家が空き家台帳に登録されてから当該空き家に係る売買又は賃貸借の契約を締結するまでの期間が1か月以上であること。
- (2) 前号の契約が令和5年4月1日以降に締結されたものであること。
- (3) 利用者が3親等以内の親族でないこと。

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の額は、5万円とする。

2 奨励金の交付は、空き家台帳において一の管理番号で登録されている空き家につき1回に限るものとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空

き家に係る売買又は賃貸者の契約を締結した日から3か月以内に、白山市空き家利活用奨励金交付申請書（様式第1号）に当該契約書の写しを添えて市長に申請するものとする。

（交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは、その旨を白山市空き家利活用奨励金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び交付）

第7条 前条の規定による奨励金の交付決定を受けた者は、白山市空き家利活用奨励金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（奨励金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた者がいるときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第5条の規定による申請を行ったものについては、なおその効力を有する。